

福岡県公報

平成26年3月4日
第3576号

目次

告示(第165号-第169号)

○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○飼料の試験結果の概要	(畜産課)	8
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(経営技術支援課)	9
○換地を定めない土地の指定	(農村森林整備課)	10
○平成26年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	10
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○平成26年度技能検定試験(随時実施)の公示について	(職業能力開発課)	12
○平成26年度前期技能検定の公示について	(職業能力開発課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

告 示

福岡県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塔の元谷	朝倉市杷木赤谷及び朝倉郡東峰村福井(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
阿蘇谷	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流
堺谷川	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流
園山谷川-2	朝倉市杷木穂坂(別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流
園山谷川-1	朝倉市杷木穂坂(別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流
赤谷川(2)	朝倉市杷木林田及び杷木大山(別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流
赤谷川(1)	朝倉市杷木林田及び杷木大山(別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流
寒水川	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水(別紙図面8に示す区域のとおり)	土石流
寒水川(4)	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水(別紙図面9に示す区域のとおり)	土石流
寒水川(3)	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水(別紙図面10に示す区域のとおり)	土石流
寒水川(2)	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水(別紙図面11に示す区域のとおり)	土石流
船底谷	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水(別紙図面12に示す区域のとおり)	土石流
寒水川(5)	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水(別紙図面13に示す区域のとおり)	土石流
若市沢	朝倉市杷木若市(別紙図面14に示す区域のとおり)	土石流
若市谷	朝倉市杷木若市(別紙図面15に示す区域のとおり)	土石流
道目木川-3	朝倉市杷木志波(別紙図面16に示す区域のとおり)	土石流
道目木川-4	朝倉市杷木志波(別紙図面17に示す区域のとおり)	土石流

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
総務部行政経営企画課 印刷 野久 福岡県

道目木川-2	朝倉市杷木志波（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
道目木川-1	朝倉市杷木志波（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
道目木川(1)	朝倉市杷木志波（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
道目木谷-1	朝倉市杷木志波（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
道目木谷-2	朝倉市杷木志波（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
道目木沢	朝倉市杷木志波（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
道目木下谷	朝倉市杷木志波（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
第一梅ヶ谷谷	朝倉市杷木志波（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
烏山谷川	朝倉市杷木志波（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
第三梅ヶ谷谷	朝倉市杷木志波（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
第四梅ヶ谷谷	朝倉市杷木志波（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
志波沢	朝倉市杷木志波（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
志波谷	朝倉市杷木志波（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
塚原谷	朝倉市杷木志波（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
北川(5)	朝倉市杷木志波（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
北川(4)	朝倉市杷木志波（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
茶屋谷-2	朝倉市杷木志波（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
茶屋谷-1	朝倉市杷木志波（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
北川(3)	朝倉市杷木志波（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流

生津沢	朝倉市杷木志波（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
山ノ神川(1)	朝倉市杷木志波（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
山ノ神川	朝倉市杷木志波（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
第2平榎谷川(2)	朝倉市杷木志波（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
第2平榎谷川(1)	朝倉市杷木志波（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
北川(1)	朝倉市杷木志波（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
平榎谷川	朝倉市杷木志波（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
北川右支川	朝倉市杷木志波（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
北川	朝倉市杷木志波（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
福井	朝倉市杷木赤谷（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤谷-2	朝倉市杷木赤谷及び朝倉郡東峰村福井（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉野(a)-3	朝倉市杷木穂坂（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉野(a)-2	朝倉市杷木穂坂（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉野(a)-1	朝倉市杷木穂坂（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉野(b)	朝倉市杷木穂坂（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堺の谷	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾坂	朝倉市杷木穂坂（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾坂(b)	朝倉市杷木穂坂（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城先-1	朝倉市杷木林田（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

城先-2	朝倉市杷木林田（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城先(B)	朝倉市杷木林田（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上池田	朝倉市杷木池田（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
地蔵庵-3	朝倉市杷木池田（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
地蔵庵-2	朝倉市杷木池田（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池田(A)	朝倉市杷木池田（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池田(B)	朝倉市杷木池田及び杷木寒水（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾迫(A)-1	朝倉市杷木池田及び杷木寒水（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾迫-2	朝倉市杷木寒水（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾迫-1	朝倉市杷木寒水（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷(a)	朝倉市杷木寒水（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内河野(A)	朝倉市杷木寒水（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久毛原(C)-2	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久毛原(C)-1	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内河野	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原鶴(b)	朝倉市杷木若市及び杷木久喜宮（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原鶴-2	朝倉市杷木久喜宮及び杷木志波（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥ノ丸-2	朝倉市杷木志波（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥ノ丸-1	朝倉市杷木志波（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

平(a)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平(a)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平(a)-3	朝倉市杷木志波（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平(A)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平榎-6	朝倉市杷木志波（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平榎-2	朝倉市杷木志波（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平榎-1	朝倉市杷木志波（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平榎(A)	朝倉市杷木志波（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道目木(2)	朝倉市杷木志波（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道目木(b)	朝倉市杷木志波（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道目木(a)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道目木(a)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
烏山(A)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
烏山(A)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
烏山-1	朝倉市杷木志波（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
烏山-2	朝倉市杷木志波（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅ヶ谷	朝倉市杷木志波（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅ヶ谷(A)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅ヶ谷(A)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

只越(c)	朝倉市杷木志波（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(a)	朝倉市杷木志波（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(b)-4	朝倉市杷木志波（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(b)-3	朝倉市杷木志波（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(b)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
只越(b)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚原	朝倉市杷木志波（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚原(A)-4	朝倉市杷木志波（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚原(A)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚原(A)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚原(A)-3	朝倉市杷木志波（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原鶴-1	朝倉市杷木志波（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮ノ下-2	朝倉市杷木志波（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮ノ下-1	朝倉市杷木志波（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
笹尾	朝倉市杷木志波（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前熊(a)	朝倉市杷木志波（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前熊(b)	朝倉市杷木志波（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鯨の前-1	朝倉市杷木志波（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鯨の前-2	朝倉市杷木志波（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

鯨の前-3	朝倉市杷木志波（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鯨の前-4	朝倉市杷木志波（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道目木(C)-3	朝倉市杷木志波（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道目木(C)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道目木(C)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平榎-3	朝倉市杷木志波（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平榎-4	朝倉市杷木志波（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平榎-5	朝倉市杷木志波（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎(a)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎(a)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
榎(b)	朝倉市杷木志波（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平(A)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平(C)	朝倉市杷木志波（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高山	朝倉市杷木町志波（別紙図面126に示す区域のとおり）	地滑り
笹尾	朝倉市杷木町志波（別紙図面127に示す区域のとおり）	地滑り
平榎(2)	朝倉市杷木町志波（別紙図面128に示す区域のとおり）	地滑り
平榎(1)	朝倉市杷木町志波（別紙図面129に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塔の元谷	朝倉市杷木赤谷及び朝倉郡東峰村福井（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
阿蘇谷	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
堺谷川	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
園山谷川-2	朝倉市杷木穂坂（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
赤谷川(2)	朝倉市杷木林田及び杷木大山（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
赤谷川(1)	朝倉市杷木林田及び杷木大山（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
寒水川(4)	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
寒水川(3)	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
寒水川(2)	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
寒水川(5)	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり

若市沢	朝倉市杷木若市（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
若市谷	朝倉市杷木若市（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
道目木川-3	朝倉市杷木志波（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
道目木川-4	朝倉市杷木志波（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
道目木川-2	朝倉市杷木志波（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
道目木川-1	朝倉市杷木志波（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
道目木川(1)	朝倉市杷木志波（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
道目木谷-1	朝倉市杷木志波（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
道目木谷-2	朝倉市杷木志波（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
道目木沢	朝倉市杷木志波（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
第一梅ヶ谷谷	朝倉市杷木志波（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
鳥山谷川	朝倉市杷木志波（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
第三梅ヶ谷谷	朝倉市杷木志波（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
第四梅ヶ谷谷	朝倉市杷木志波（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
志波沢	朝倉市杷木志波（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
志波谷	朝倉市杷木志波（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
塚原谷	朝倉市杷木志波（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
北川(5)	朝倉市杷木志波（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
北川(4)	朝倉市杷木志波（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり

茶屋谷-2	朝倉市杷木志波（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり
茶屋谷-1	朝倉市杷木志波（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
北川(3)	朝倉市杷木志波（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
生津沢	朝倉市杷木志波（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
山ノ神川(1)	朝倉市杷木志波（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり
山ノ神川	朝倉市杷木志波（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面39に記載する表のとおり
北川(1)	朝倉市杷木志波（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面42に記載する表のとおり
北川右支川	朝倉市杷木志波（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面44に記載する表のとおり
福井	朝倉市杷木赤谷（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
赤谷-2	朝倉市杷木赤谷及び朝倉郡東峰村福井（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
吉野(a)-3	朝倉市杷木穂坂（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
吉野(a)-2	朝倉市杷木穂坂（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
吉野(a)-1	朝倉市杷木穂坂（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
吉野(b)	朝倉市杷木穂坂（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
堺の谷	朝倉市杷木穂坂及び大分県日田市大字夜明（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
尾坂	朝倉市杷木穂坂（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
尾坂(b)	朝倉市杷木穂坂（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
城先-1	朝倉市杷木林田（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり

城先(B)	朝倉市杷木林田（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
上池田	朝倉市杷木池田（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
地藏庵-3	朝倉市杷木池田（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
地藏庵-2	朝倉市杷木池田（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
池田(A)	朝倉市杷木池田（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
池田(B)	朝倉市杷木池田及び杷木寒水（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
尾迫(A)-1	朝倉市杷木池田及び杷木寒水（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
尾迫-2	朝倉市杷木寒水（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
尾迫-1	朝倉市杷木寒水（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
屋敷(a)	朝倉市杷木寒水（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
内河野(A)	朝倉市杷木寒水（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
久毛原(C)-2	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
久毛原(C)-1	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
内河野	朝倉市杷木古賀及び杷木寒水（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
原鶴(b)	朝倉市杷木若市及び杷木久喜宮（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
原鶴-2	朝倉市杷木久喜宮及び杷木志波（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり

奥ノ丸-2	朝倉市杷木志波（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
奥ノ丸-1	朝倉市杷木志波（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
平(a)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
平(a)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
平(a)-3	朝倉市杷木志波（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
平(A)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
平榎-6	朝倉市杷木志波（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
平榎-2	朝倉市杷木志波（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
平榎-1	朝倉市杷木志波（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
平榎(A)	朝倉市杷木志波（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
道目木(2)	朝倉市杷木志波（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
道目木(b)	朝倉市杷木志波（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
道目木(a)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
道目木(a)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
烏山(A)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
烏山(A)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
烏山-1	朝倉市杷木志波（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
烏山-2	朝倉市杷木志波（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
梅ヶ谷	朝倉市杷木志波（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり

梅ヶ谷(A)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
梅ヶ谷(A)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
只越(c)	朝倉市杷木志波（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
只越(a)	朝倉市杷木志波（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
只越(b)-4	朝倉市杷木志波（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
只越(b)-3	朝倉市杷木志波（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
只越(b)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
只越(b)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
塚原	朝倉市杷木志波（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
塚原(A)-4	朝倉市杷木志波（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
塚原(A)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
塚原(A)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
塚原(A)-3	朝倉市杷木志波（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
原鶴-1	朝倉市杷木志波（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
宮ノ下-2	朝倉市杷木志波（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
宮ノ下-1	朝倉市杷木志波（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
笹尾	朝倉市杷木志波（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
前熊(a)	朝倉市杷木志波（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
前熊(b)	朝倉市杷木志波（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり

鯨の前-1	朝倉市杷木志波（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
鯨の前-2	朝倉市杷木志波（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
鯨の前-3	朝倉市杷木志波（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
鯨の前-4	朝倉市杷木志波（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
道目木(C)-3	朝倉市杷木志波（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
道目木(C)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
道目木(C)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
平榎-3	朝倉市杷木志波（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
平榎-4	朝倉市杷木志波（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
平榎-5	朝倉市杷木志波（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
榎(a)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
榎(a)-2	朝倉市杷木志波（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり
榎(b)	朝倉市杷木志波（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
平(A)-1	朝倉市杷木志波（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
平(C)	朝倉市杷木志波（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 城 島 線 大 川	前	大川市大字鐘ヶ江749番先から 大川市大字鐘ヶ江6番1先まで	8.0 ～ 10.7	140.8
			後	大川市大字鐘ヶ江749番先から 大川市大字鐘ヶ江6番1先まで	10.0 ～ 13.2	

福岡県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川後線	柳川市三橋町吉開584番1先から 柳川市三橋町吉開545番1先まで
南筑後	柳川後線	柳川市三橋町吉開319番1先から 柳川市三橋町吉開330番1先まで

福岡県告示第169号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第

11条第4項の規定により、平成26年1月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造輸入年月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容	
				粗たん白質 単位%	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	ME Kcal/ k g	その他の検査 %		
門司飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区小森江1丁目3番1号	同左	協同飼料 マイルドビーフ (肉用牛肥育用 配合飼料)	平成 25年 12月	(11.5) 12.5	(2.0) 3.1	(0.50) 0.81	(0.40) 0.47	(10.0) 4.1	(10.0) 5.0	(72.0) 72.1		-		
		成鶏用飼料 らんらん (成鶏飼育用 配合飼料)	平成 26年 1月	(15.0) 15.5	(2.0) 5.3	(2.60) 3.55	(0.55) 0.57	(6.0) 2.9	(14.0) 11.1		(2,800) 2,812		-	
		協同飼料 ママ8 フェニックス (ほ乳期子豚育成用 配合飼料)	平成 25年 12月	(18.5) 19.3	(3.0) 5.3	(0.65) 0.96	(0.55) 0.66	(3.5) 2.4	(7.0) 5.4	(80.0) 80.3				-
伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野浦海岸15番86号	同左	イトーチュー レイヤー17M (成鶏飼育用 配合飼料)	平成 26年 1月	(17.0) 17.9	(3.0) 5.3	(2.80) 4.32	(0.45) 0.51	(5.0) 2.4	(15.0) 12.8		(2,800) 2,801		-	

公告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県肥料取締法施行細則（昭和60年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部経営技術支援課に備え置きます。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものですが、同省令の改正については平成25年6月17日から平成25年7月16日までの間、農林水産省消費・安全局農産安全管理課において意見公募手続が実施されており、今回の改正もこれと実質的に同一の内容であるため（福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当）、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

平成26年2月21日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業竹野地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
久留米市 田主丸町	地徳	上鉾田	1426-1	田	780
久留米市 田主丸町	地徳	森町	1520-2	田	456

公告

平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

二級建築士試験にあつては平成26年7月5日現在、木造建築士試験にあつては平成26年7月26日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を

修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を3年以上有するもの

- (3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）により受験資格を認められた者
- (4) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

ア 試験は、学科及び建築設計製図について、筆記試験により行う。

イ 建築設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成24年及び平成25年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。

ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成26年7月6日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市東区松香台 2-3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成26年9月14日（日曜日） 午前11時～午後4時	福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所
		福岡市博多区博多駅南 1-8-31 九州ビル

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成26年7月27日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市早良区西新 3-12-14 西南学院大学
設計製図の試験	平成26年10月12日（日曜日） 午前11時～午後4時	福岡市東区松香台 2-3-1 九州産業大学

3 受験の申込手続

(1) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、県の県土整備事務所建築指導課及び公益社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東3-14-18）において配布する。

イ 受験申込書は、エの受付場所に直接提出すること。

ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の振替用紙により郵便局に払い込んで納付し、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
平成26年4月10日（木曜日） ～4月14日（月曜日）	午前10時 ～午後5時	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館702会議室

(2) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

イ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間
平成26年3月24日（月曜日）～3月31日（月曜日）	受付開始日の午前10時～ 受付終了日の午後4時

ウ 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

エ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

(3) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の①又は②に該当する者に限り行うことができる。

① 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち

、二級建築士試験については平成25年以前の二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付しているもの、木造建築士試験については平成25年以前の木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付しているもの

② 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付しているもの

イ 受験申込みの受付期間等

受付期間	送付先
平成26年3月17日（月曜日）～3月31日（月曜日）	〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成26年8月26日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月9日（火曜日）頃、最終合格者の氏名は同年12月4日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅東2-9-1）及び公益社団法人福岡県建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、福岡県建築都市部建築指導課（電話092-643-3721）若しくは公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	干隈三丁目	平成26年2月20日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市八坂483番3、484番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区那の川二丁目6番40-506号
寺崎 和徳

公告

平成26年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受検資格
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4及び第64条の5に定めるところによる。
- 2 実施職種
(1) 随時3級、基礎1級及び基礎2級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、

布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

実技試験手数料については、平成26年4月1日（火曜日）に県公報及び福岡県職業能力開発協会ホームページ（<http://www.fukuoka-noukai.or.jp/>）にて公表する。

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成26年4月1日（火曜日）から平成27年3月31日（火曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成26年4月1日（火曜日）から平成27年3月31日（火曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号

813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施(予定)日の30日前までの間、随時(午前9時から午後5時まで)受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3601番)に対して行うこと。

公告

平成26年度技能検定(前期)を次のように実施する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第45条並びに職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、鉄道車両製造・整備(内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業及びインフレーション成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード

仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

溶射(防食溶射作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)及び産業洗浄(高压洗浄作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

実技試験手数料については、平成26年4月1日(火曜日)に県公報及び福岡県職業能力開発協会ホームページ(<http://www.fukuoka-noukai.or.jp/>)にて公表する。

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成26年6月4日(水曜日)から同年9月9日(火曜日)までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。)

掲示による公表は、平成26年5月28日(水曜日)から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 3級 園芸装飾、機械加工、機械検査、電子機器組立て、とび、造園、機械保全及びフラワー装飾	平成26年7月20日(日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、サッシ施工、化学分析、塗装、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉及び防水施工 (イ) 単一等級 産業洗浄	平成26年8月24日(日曜日)	
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、建設機械整備、内装仕上げ施工、商品装飾展示、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ	平成26年8月31日(日曜日)	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、切削工具研削及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射及び路面標示施工	平成26年9月7日(日曜日)	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書(実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。)を福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円

を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成26年4月7日（月曜日）から同年4月18日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成26年4月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るもののうち一部のものについては平成26年8月22日（金曜日）、その他の等級等については平成26年10月3日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3601番）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡岡垣町中央台六丁目442番1、434番20、434番21及び434番23

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福津市117番地

株式会社SSカンパニー

代表取締役 佐藤芳子